

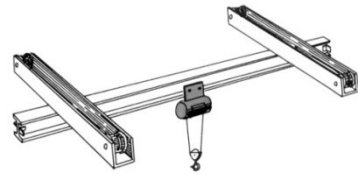
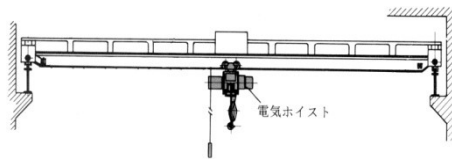
つり上げ荷重 5 トン未満 クレーン運転業務特別教育

主催 旭川地方労働基準協会

クレーンの運転業務は危険作業に指定されており、労働災害を防止するため、法令で、つり上げ荷重 **5 トン未満** の、床上操作式クレーン並びに、天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン等の運転業務に労働者を従事させる場合、その労働者に対して特別教育を実施しなければならないと定められております。(労働安全衛生法第 59 条第 3 項及び同規則第 36 条 15 号並びにクレーン等安全規則第 21 条第 1 項)

つきましては「クレーン取扱い業務等特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

次回開催予定 → R4. 1. 22~23、R4. 3. 5~6



※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、講習が中止又は延期になる場合がありますので、予めご了承下さい。

1. 日 時
(休憩時間含)

学科：令和3年11月6日(土) 8:30~19:40
実技：令和3年11月7日(日) 8:00~12:00 (20名)
13:00~17:00 (20名)

2. 会 場

旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)

3. 講習料

会員 **20,380円** 会員外 **23,680円**
(テキスト代 1,680円、消費税含む)
※支払方法を申込依頼書に○印で表示願います。
(振込の場合は、振込先を FAX でお知らせします)

4. 受付期間

9/15~10/22、ただし定員 40 名に達し次第しめきり

5. 申込方法

次頁の申込依頼書に写真 1 枚 (30 ㌻ × 24 ㌻) を添えて、当協会へお申込み下さい。

6. 教育科目

学 科	クレーンに関する知識	3時間
	原動機及び電気に関する知識	3時間
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実 技	クレーンの運転	3時間
	クレーンの運転のための合図	1時間

7. 修了証等

2日間の講習を修了した者に修了証を交付し、事業所に教育についての記録証明書を発行いたします。

8. 注意事項

欠席の場合、講習日前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

申込み・問合せ先 旭川地方労働基準協会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

クレーン運転業務特別教育受講申込依頼書

(つり上げ荷重5トン未満)

【講習日 令和3年11月6日～7日】

写真

30mm×24mm

裏面に氏名を記入して下さい

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。

(例) 斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邊」、高橋の「高・高」など

※ 受講番号

フリガナ				男 ・ 女	昭和 ・ 平成	年	月	日生
氏名								
住所	〒 — — 携帯(— —)							
事業場名								
事業場所在地	〒 — —							
連絡先	電話 — —			FAX — —				
	担当者				担当者部署			
講習料 支払方法 (○印記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 協会へ持参 ※いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います							
※会員区分	会員	コードNo. 55	講習料 20,380円	※入金日				
	非会員	コードNo. 56	講習料 23,680円					

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

※申込依頼書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。 <http://www.asahikawa-lsa.jp>

旭川地方労働基準協会 🔍 検索

